

2010年6月26日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 呉 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

## 一部製品の輸出税額還付が取り消し

2010年6月22日付で《一部製品の輸出税額還付を取り消すことに関する通知》<sup>1</sup>が公布され、406品目にわたる対象品目の輸出税額還付取り消しが7月15日より実施されることになりました。以下にポイントをご紹介します。

### 1. 対象となる商品

今回の税額還付取り消しの対象となる製品は次の通りです。

- ① 一部の鋼材。
- ② 一部の有色金属加工材。
- ③ 銀粉。
- ④ アルコール、コーンスターチ。
- ⑤ 一部の農薬、医薬、化学工業製品。
- ⑥ 一部のプラスチック及び製品、ゴム及び製品、ガラス及び製品。

### 2. 執行時期

本通知の執行時期は7月15日ですが、その日時は「輸出貨物報関単（輸出税額還付専用）」に税関が明記している輸出日時を基準が基準となります。

### 3. 今後の影響

従来は輸出税額還付率調整は、その還付率を調整することそのものにより景気を調整する意味合いが強かったですが、最近ではその意味合いが異なってきております。意味合い

<sup>1</sup> 財税 [2010] 57号

としては加工貿易政策と似通っている部分があり、加工貿易政策の場合は付加価値が低い、高汚染、高エネルギー消費といったものを内陸部へシフトしていこうという動きが見られましたが、今回の輸出税額還付取り消しの通知を見ていると、やはり産業構造の調整、高汚染、高エネルギー消費、低付加価値企業の淘汰を加速し、そして輸出から内販へシフトさせようという意向が見受けられます。

以 上

\*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。